

☆ 女性の職業選択に資する情報の公表（毎年7月末日公表）

内閣府令第4条に基づき、当組合において、女性の職業選択に資するものとして適切と認める次に掲げる事項について、公表するものとする。

○採用した職員に占める女性職員の割合（平成30年4月1日採用職員）

	男性	女性
採用者数	1人	0人
割合	100%	0%

○採用試験受験者の女性割合（平成29年実施採用試験）

	男性	女性
受験者数	6	0
割合	100%	0%